

宿日直勤務許可取得後の留意点

[文責]医療労務管理アドバイザー 本嶋 有二郎

医師、看護師等の宿日直については、令和元年7月1日付けで、「医師、看護師等の宿日直許可基準について」という通達が、厚生労働省から新たに示され、昭和22年9月13日付けの通達は、廃止されました。

宿日直許可の対象業務は、①通常の勤務時間の拘束から完全に開放された後のものであり、②宿日直中に従事する業務は、一般の宿日直業務以外には、特殊な措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること、③一般の宿日直の許可の条件(宿日直手当、宿日直の回数など)を満たしていること、④宿直の場合は、十分な睡眠が取りうること等の条件を満たしていることが必要です。



◇宿日直許可取得後の留意点

- ①まずは、勤務の実態、回数がこれらの許可基準に沿っている事に尽きます。勤務態様が、いわゆる寝当直だから、労働時間等の適用が外されます。
- ②宿日直中に通常業務が発生した場合、労働時間として算定するとともに、割増賃金の支払いが必要となり、その回数が増えた場合は、36協定の範囲を超えないことが必要です。
- ③9時間以上の宿日直でインターバル確保ができなかった場合は、代償休息の確保が必要となります。(A水準は努力義務)
- ④レアなケースですが、派遣のみの医師が宿日直する場合で、定額残業込みで賃金を設定し、賃金構造基本統計調査から宿日直手当を決めた場合は、年度で賃金額に高低があるため注意が必要です。定額残業代の設定については可能ではありますが、区分明確性・労働対価性が前提であり、全く問題がない訳ではありません。

◇労働基準監督署長からの「附款」について

- 宿日直勤務許可申請が労働基準監督署長から認められれば、附款を付して許可されます。「この附款に反した場合には、許可を取り消すことがある」と記載されています。
- 許可基準に沿った運用がなされず、万が一そのような事態になれば、宿日直の時間帯は、労働時間としてカウントされ、時間外、深夜の割増賃金が遡及発生することになります。
- また、9時間以上の宿日直許可が取り消された場合は、必要な勤務間インターバルが確保ができなくなり、大学等からの医師派遣や特定労務管理対象機関の指定にも影響が及ぶ可能性があります。
- 宿日直中に通常業務が増える場合など、宿日直勤務許可取得後に色々と問題が発生した場合には、医療勤務環境改善支援センター、あるいは直接、労働基準監督署に相談されますようお願い致します。



36協定



★参考までに、宿日直勤務許可申請事例を添付いたします。

このケースは、宿日直勤務時間帯が2本と、同じ医師が土曜日の午後から、日曜日の朝まで宿直、そのまま日直に入るケースとなっています。

断続的な宿直又は日直勤務許可申請書(記載例)

様式第10号(第23条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地	
一般診療所		医療法人〇〇		宮崎市 (TEL:〇〇〇)	
宿直	総員数	1回の宿直員数	宿直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における1人の宿直回数	1回の宿直手当
	8人	1人	①17:30~8:30 ②14:00~8:30	週1回	40,000円
	就寝設備	専用の宿直室:1人部屋:ベッド、冷暖房、TV、冷蔵庫			
	勤務の態様	緊急時対応、看護師への指示及び確認			
日直	総員数	1回の日直員数	日直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における1人の日直回数	1回の日直手当
	8人	1人	①8:30~17:30 ②8:30~14:00	月1回	40,000円
	勤務の態様	緊急時対応、看護師への指示及び確認			

令和 × 年 × 月 × 日

宮崎 労働基準監督署長 殿

使用者 職名 医療法人〇〇
氏名 〇〇



本センターは、労務管理・医業経営アドバイザーの派遣による無料相談対応を行っていますので、ご相談ください。※書類の作成、提出代行は無料相談の範囲には含まれません。